

## 新十津川町告示第8号

新十津川町役場庁舎建設基本設計業務について、技術提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続を実施するので、参加希望者を次により公募する。

平成29年3月17日

新十津川町長 熊田 義信

### 1 業務概要

- (1) 業務名 新十津川町役場庁舎建設基本設計業務
- (2) 業務場所 新十津川町字中央301番地1外3筆
- (3) 業務内容 新十津川町役場庁舎、付帯施設及び外構に関する基本設計
- (4) 業務期間 契約締結日から平成30年2月28日まで
- (5) 業務価格 23,820,000円以内とする（消費税及び地方消費税を除く。）

### 2 設計者審査の概要

- (1) 名称 新十津川町役場庁舎建設基本設計業務プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）
- (2) 方式 公募型プロポーザル方式で行い、プロポーザル審査は2段階で行う。
  - ア 第一次審査 参加表明書等の書類審査を行い条件に適合する参加者について、参加表明書評価基準に基づき評価し、評価点の高い順に第二次審査の参加要請者を5者程度選定する。
  - イ 第二次審査 技術提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングにより審査し、第一次審査の得点を加算した上で、最優秀者及び優秀者（次点）を各1者選定する。

### 3 プロポーザルの参加資格

参加表明書等の提出者は、北海道内に本社（店）、支社（店）、営業所等（営業所等の場合においては、契約権限の委任がされていること。）がある者で、次に掲げる要件全てに該当する単体企業とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 新十津川町財務規則（平成12年新十津川町規則第36号）に規定する平成29、30年度における競争入札参加資格者名簿において、登録種別「建築設計」に登録されていること（会社更生法（平成14年法律第154号）により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該登録種別の再認定を受けていること。）。
- (4) 新十津川町指名停止措置要綱（昭和60年4月1日）第2条第1項の規定による指

名停止の措置を受けている期間中でないこと。

- (5) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（(3)の再認定を受けた者を除く。）等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (6) プロポーザルに参加しようとする者の間に次に掲げる資本関係又は人的関係がないこと。

ア 資本関係 次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項の更生会社又は民事再生法第2条第4号の再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係 次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合、ア及びイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (7) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定による一級建築士事務所登録簿に登録された者であること。

- (8) 次の全ての新築又は改築の設計に係る業務（国土交通省告示第15号（平成21年1月7日）別添一に定める基本設計及び実施設計業務（共同企業体により履行した業務を含む）。以下「設計業務」という。）の履行実績を元請として有していること。（支社、営業所等の参加にあつては、当該支社、営業所等において履行実績を元請として有していること。）

ア 消防庁舎

イ 国又は地方公共団体の庁舎（執務室及び窓口を主としたもの）で延べ面積3,000㎡以上の建物のうち、平成19年4月1日以降に完了したもの又は国土交通省告示第15号別添二による類型四（業務施設）の第1類（事務所等）又は第2類（銀行、本社ビル、庁舎等）で延べ面積3,000㎡以上の建物のうち、平成19年4月1日以降に完了したもの。

#### 4 業務実施上の条件

- (1) 管理技術者（※1）は、一級建築士であること。
- (2) 記載を求める各主任技術者（※2）は、建築（総合）、建築（構造）、電気設備及び機械設備の4分野とし、建築（総合）及び建築（構造）分野の主任技術者は、一級建築士であること。
- (3) 管理技術者及び記載を求める建築（総合）主任技術者は、参加表明書提出日において3ヶ月以上継続して参加表明者の単体企業に常駐している者であること。

本社が道外にある支社、営業所等の参加にあつては、管理技術者及び記載を求め  
る建築（総合）主任技術者は、当該日において3ヶ月以上継続して道内の支社、営  
業所等に常駐している者であること。

- (4) 管理技術者及び記載を求める各主任技術者は、それぞれ1名であること。
- (5) 管理技術者が記載を求める各主任技術者を兼任していないこと。また、記載を求  
める各主任技術者が記載を求める他の分担業務分野（※3）の主任技術者を兼任し  
ていないこと。
- (6) 管理技術者及び記載を求める各主任技術者は、原則として町が指定する設計業務  
の打合せ等に参加できる者であること。
- (7) 管理技術者は、3プロポーザルの参加資格（8）のイに規定する建物の設計業務  
において、管理技術者又は建築（総合）主任技術者として携わった実績があること。
- (8) 主たる分担業務分野である建築（総合）分野を再委託しないこと。
- (9) 参加者は、他の参加者の協力事務所となっていないこと。
- (10) 業務の一部を再委託する場合には、再委託先の設計者等が、新十津川町指名停止  
措置要綱第2条第1項の規定による指名停止の措置を受けている期間中でないこ  
と。

※1 「管理技術者」とは、「建築設計業務委託契約書」（平成10年10月1日建設  
省厚契発第37号）第15条の定義による。

※2 「主任技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術  
者を総括する役割を担う者をいう。

※3 記載を求める各主任技術者の分担業務分野の分類は、次表による。また、  
提出者においてこれ以外の分野を追加することは差し支えないが、その場合、  
様式6により当該分野の業務内容及び分野を追加する理由等を明確にして  
おくこと。なお、次表の分担業務分野を分割して新たな分野として設定して  
はならない。

分担業務分野	業務分野
建築（総合）	平成21年国土交通省告示第15号別添1第1項第1号ロ （1）の表中（1）総合
建築（構造）	同上（2）構造
電気設備	同上（3）設備（i）電気設備
機械設備	同上（3）設備（ii）給排水衛生設備、（iii）空調換気設 備、（iv）昇降機等

## 5 手続方法等

別紙「新十津川町役場庁舎建設基本設計業務プロポーザル実施要領」による。

## 6 実施要領の配布方法等

- (1) 配布方法 町のホームページからダウンロードすること。
- (2) 配布期間 平成29年3月17日（金）から平成29年3月27日（月）まで

## 7 設計業務契約

### (1) 契約の締結

最優秀者を業務に係る随意契約の見積書徴取の相手方とし、契約の交渉を行うも

のとする。ただし、最優秀者に事故等があり、見積書の徴取が不可能となったときは、優秀者（次点）を業務に係る随意契約の見積徴取の相手方とする。

(2) 履行期間

契約締結日から平成30年2月28日まで

(3) 契約書作成の要否

要する。

(4) 契約金額

契約限度額である23,820,000円（消費税及び地方消費税を除く。）以内で、提出された見積書の金額に消費税及び地方消費税を加算した額を上限として決定する。

(5) 契約保証金

新十津川町財務規則第141条の規定に基づくものとする（契約金額の100分の10以上）。ただし、同規則第142条の規定に該当する場合はこの限りでない。

(6) 設計内容

- ア 新十津川町が定める契約書及び別に定める特記仕様書に基づき実施すること。
- イ 設計業務の実施にあたっては、新十津川町と十分協議して進めるものとする。
- ウ 建設敷地の地質調査業務及び測量調査業務の委託を別途予定しており、設計業務の実施過程において、当該業務の受注者との協議を行いながら設計業務を実施すること。

(7) 支払条件

業務の完了検査合格後に請求に基づき1回で支払う。

(8) その他

基本設計業務の契約締結者と実施設計業務の契約を予定している。